平成２７年（フ）第３７２号
仙台市宮城野区中野２丁目７番地の５　中野ハイツ101
債務者　矢吹　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
茨城県つくば市学園南３丁目37番地１　メリーシャトレーン203号、前住所茨城県土浦市東並木町560番地　コーポしうん201号
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
長野県上田市緑が丘１丁目26番15号　県住M12―202号
債務者　加藤　智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６６号
長野県千曲市大字上徳間467番地１
債務者　池田　　淳
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８６号
滋賀県東近江市沖野４丁目２番18号　エスポワールルネス105号室
債務者　田中　昌宏
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９５号
滋賀県彦根市後三条町613番地１　102号
債務者　崎谷　昌子（旧姓大菅）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１００号
滋賀県東近江市妙法寺町650番地２
債務者　濱野　典子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２９４号
神戸市灘区高徳町６丁目３番４―501号、従前の住所神戸市灘区森後町３丁目５番15―302号
債務者　錦織　　勉
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―209号
債務者　横山　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目８番11号　セレニティ弐番館202号、前住所兵庫県尼崎市浜１丁目４番２―501号
債務者　石田　洸諒
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４６号
広島市安佐北区真亀２丁目12番35―405号
債務者　廣段　美香
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７５号
広島県廿日市市宮内4679番地１
債務者　北條　洋平（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１５号
広島市安佐南区相田２丁目10番28―14号
債務者　渡　　直実
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
広島県三次市十日市南５丁目７番33号―203号、前住所広島県三次市十日市東４丁目10番18号
債務者　小山　夏美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２１号
熊本県玉名市横島町共栄405番地２
債務者　吉鶴　真悟
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市久茂地３丁目16番19―705号　エステート久茂地
債務者　重冨　宏樹
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部